

江戸川区建築物等の解体及びアスベスト処理工事の事前周知等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物等の解体及びアスベスト除去の工事等に際し、近隣への周知等必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持し、もって区民の健康と生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 解体工事等

- ア 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)第18条の15第1項又は第4項に基づく、アスベスト含有建材の調査を必要とする工事
- イ 騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第2又は振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)別表第2に該当する作業で、建築物を解体するもの

(2) 工事業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 発注者 解体工事等を発注する者をいう。
- イ 工事施工者 解体工事等を行う請負人又は請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。

(3) 近隣住民 当該解体工事が行われる場所の周囲に居住する者及び事業を営む者をいう。

(4) アスベスト含有建材 法第2条第11項に規定する建築材料をいう。

(区長の責務)

第3条 区長は、解体工事等による公害を未然に防止するため、工事業者等に対し必要な措置を講ずるよう指導を行うものとする。

(工事業者等の責務)

第4条 工事業者等は、解体工事等に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 法第18条の15第1項及び第4項に定める事前調査を実施し、アスベスト含有建材がある場合は、その除去等に際し、法その他関係法令及び環境省及び東京都環境局が作成する作業マニュアル等に従って作業を行い、アスベストの飛散防止に努めなければならない。

(2) 関係法令を遵守し、騒音、振動、粉じん等によって、近隣住民の生活環境を損なうことのないよう、次に掲げる事項に十分配慮しなければならない。

- ア 工事現場周辺の公害防止を図るため、仮囲い、養生シートの設置等の措置を講じるほか、著しい騒音が発生する場合は、防音シート及び防音パネル等の設置に努めるとともに、粉じん等が生じる場合は、散水を十分行う等の適切な処置を講じること。
- イ 建設機械はできる限り低騒音、低振動型を使用し、その点検及び整備に努めるとともに、当該機械の稼動に当たっては慎重な作業を心がけ、過負荷運転等により異常な騒音及び振動が発生しないように努めること。
- ウ 作業現場周辺への資材等の搬出入及び工事関係車両の作業音等について、近隣住民に十分に配慮すること。

(3) 騒音、振動及び粉じん等が著しく発生するおそれのある作業を行う場合は、月間又は週間工事の予定について、近隣住民への周知に努めること。

(4) 近隣住民と紛争が生じたときは、誠実に解決するよう努めること。

(標識の掲示)

第5条 工事施工者は、解体工事等について、関係法令に基づく標識を掲示するとともに、併せてその他必要な事項についても、近隣住民に周知しなければならない。

(説明の実施)

第6条 工事業者等は、解体工事等を行おうとするときは、当該工事の開始日の7日前までに、工事計画の内容について、近隣住民に説明しなければならない。

(説明事項)

第7条 工事業者等は、前条の規定による説明においては、次の各号に掲げる事項その他必要な事項を説明しなければならない。

- (1) 解体工事等の工期、作業内容及び作業時間
- (2) アスベスト含有建材の有無、除去方法及び搬出方法
- (3) 安全対策、騒音、振動及び粉じん等に対する公害防止対策

(変更の周知)

第8条 工事業者等は、工事計画等の工期又は解体方法等に変更が生じた場合、当該変更内容について速やかに近隣住民に説明しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱の施行に必要な事項は、環境部長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日前に既に着手している解体工事等については、第5条から第9条までの規定は、適用しない。
- 3 第8条の規定は、平成18年4月7日からの解体工事等について適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成20年5月1日から施行する。

様 式(別紙のとおり改める。)

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、施行日以後の第2条に規定する解体工事等に係る第8条に規定する届出から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 令和4年4月8日までに開始する解体工事等(改正前の江戸川区建築物等の解体及びアスベスト処理工事の事前周知等に関する要綱(以下「旧要綱」という。)第8条の規定による届出がされた解体工事等であって、同日前に当該工事を開始していないものを含む。)については、旧要綱第8条及び第1号様式の規定は、なおその効力を有する。